

「高圧トランス・コンデンサ等の処理推進策の
基本的な方向性について」に対する意見

2012年2月1日

「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」委員（五十音順）

飯干 克彦（日本電機工業会）

影山 嘉宏（電気事業連合会）

本多 清之（日本鉄鋼連盟）

横山 健一（石油連盟）

産業界は、PCB特措法に基づき、自らの責任においてPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に取り組む一方で、国に対しては、迅速・確実・合理的な処理推進を求めてきた。

今後、2011年12月19日開催の「第3回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」に示された「資料2 高圧トランス・コンデンサ等の処理推進策の基本的な方向性について」も踏まえ、官民挙げて、期限内の処理促進に取り組む必要がある。PCBによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るためには、PCB廃棄物を長期にわたって保管を継続することは適当ではない。リスク増大につながりかねない処理期限の安易な延長を避けるべく、国は、確固たる意思をもって、PCB廃棄物の迅速・確実・合理的な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずる等の責務を果たすべきである。

以下、「資料2 高圧トランス・コンデンサ等の処理推進策の基本的な方向性について」に対する産業界の意見を述べる。

記

1. 「資料2 高圧トランス・コンデンサ等の処理推進策の基本的な方向性について」で示された処理推進策の確実な効果を担保するため、今後の処理推進策の具体化は、それぞれの対策に必要なコストとその効果（処理期限の短縮と国民負担の減少）の定量的な分析を前提に、保管事業者（産業

界) との意思疎通を十分に図ったうえで進めるべきである。特に、J E S C Oにおける新たな設備投資については、保管事業者の負担する処理コストが増加することのないように進めるべきである。

2. 基本計画で定められた J E S C Oの五事業所の事業対象地域を越えた P C B廃棄物の処理は、処理委託をする事業所の変更に伴い保管事業者に追加負担が発生することも考慮しながら、既存施設の有効利用により、国全体として短期間で処理完了かつ国民負担の減少につながるのであれば、産業界は支持する。そもそも、P C B廃棄物の迅速・確実・合理的な処理に向けては、国・都道府県、J E S C O、保管事業者がそれぞれの責務を果たすことが重要であるので、契約の変更が必要な場合等は、関係者間での十分な協議をすべきである。
3. 漏えい機器・超大型機器等の保管現場における作業（前処理）は、短期間で処理完了かつ国民負担の減少につながるものであれば、産業界としても検討する。

ただし、保管現場における P C B廃棄物の対応・処理（前処理）について、保管事業者のみに一方的に著しい負担増を強いることは、公平性の観点からも望ましくない。国は、円滑な処理に向け、保管現場における対応・処理についての技術開発を進めるとともに、現場対応に際しての諸手続きについての統一的、かつ、効率的なガイドラインを作るべきである。また、保管現場における解体等を想定し、廃棄物処理施設設置許可のあり方など、廃棄物処理法等の関係法令の適用関係を整理し、安全を担保しながら、最大限合理化をはかる必要がある。

4. 無害化処理認定施設の活用による内部構成部材（含侵物・非含侵物）の処理については、短期間で処理完了かつ国民負担の減少につながると思われるので、国は、実証試験によるリスク評価に基づき、筐体も含め積極的に処理対象範囲の拡大を図るべきである。また、国は、微量 P C B汚染物を含めた全体の処理対象量を把握したうえで、必要な認定施設の確保に注力すべきである。

5. 期限までの迅速・確実・合理的な処理を可能にするために、国は、JESCOの財務状況に加え、処理計画と実績について、中間指標も含めて詳細に管理・公開し、「JESCOにおけるPDCAサイクル」を適切に監督すべきである。また、定期的あるいは計画と実績に乖離が生じた場合に、国・JESCO・保管事業者間で意見交換等を行う場を設けるべきである。

以 上